平成31年1月17日

　社会福祉施設等開設者　様

名古屋市健康福祉局

高齢福祉部介護保険課長

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）

含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

　日ごろは本市の介護保険行政にご協力いただき、ありがとうございます。

みだしの件について、厚生労働省より別添のとおり調査依頼がありましたので、下記のとおりご報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　趣旨

　石綿障害予防規則の改正（平成26年6月1日）及び総務省行政評価局からの勧告を踏まえ、社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査を実施するもの。

２　経緯

　従来、一部の社会福祉施設等を対象に、吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査を実施してきましたが、その後、総務省行政評価局からの勧告があり、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査について実施すべき旨の指摘がなされました。

これを受け、平成28年度に厚生労働省の依頼に基づき調査を実施し、その結果について平成30年3月26日に厚生労働省より結果の公表がなされたところです。

しかしながら、当該調査結果においては、アスベストが使用されているにもかかわらず未措置状態である施設が一部見受けられたほか、未回答または分析予定の施設が相当数に上ったことから、フォローアップ調査を実施するよう再度厚生労働省より依頼がありました。

３　調査概要

　（１）調査対象

次の①、②のいずれにも該当する事業所

①別添１に記載のサービス種別に該当（名古屋市内に所在し、平成30年12月　　1日時点で指定を受けている施設に限る）

②前回調査（平成28年12月2日付け本市調査）において、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類された施設又は前回調査後に開設した施設

※平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物のみを有する施設はアスベストの使用状況を調査する必要はありませんが、後述の回答様式にてその旨の回答を頂きますようお願いします。

（２）回答作成方法

回答様式、各種資料をNAGOYAかいごネット（事業者向け）の新着記事

（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/）からダウンロード

→「厚生労働省からの『実施要領』」、「様式データ内の記入例」、「別添２ ＱＡ」等を参考に、平成30年12月1日時点での吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の使用実態等を「様式１－１」へ記入

→アスベストに暴露する恐れがある場合は「様式１－２　施設個表」も作成して下さい。

（３）提出方法

記入した調査票のファイル名称を貴事業所名へ変更し、電子メールにて所定のメールアドレス（別添１の提出先）へ送信

４　提出期限

平成30年1月28日（月）

５　問合せ・提出先

　別添１のとおり

※報告対象事業所が複数あり、担当係が分かれる場合は、いずれかの担当係あてまとめてご提出いただければ結構です。

※電子メールが使用できない場合は、名古屋市介護保険課あて郵送又はＦＡＸにてご提出ください。

６　その他

　本調査は、今後も継続的にフォローアップ調査が実施される可能性があります。

　次回以降の本調査に関する連絡は、今回ご返送いただいたメールアドレスへお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　 NAGOYAかいごネットへ調査票と共に参考資料を掲載しておりますので、ご確認ください。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番１号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

ＦＡＸ：（052）972-4147